真正護憲論概説

真正護憲論(新無効論)とは何か

- 真正護憲論の三つの村

三つの柱を主張する見解です。という目的を実現するための手段としての国法学理論であり、主に次の真正護憲論というのは、自立再生社会(参考文献7参照)の再構築

まま現存しているということです。 まず、第一に、大日本帝国憲法(帝国憲法)は今もなお効力を保った

しての 皇室典範」(占領典範)は無効であるということです。 第三に、同じく占領下においてこの占領憲法の下で定められた法律と

いあります。 ではなくにお倒憲法(講和条約)が存在するのます。 では、光田憲法の段階構造になるので、真正護憲論」の 譲いしてがあるためです。占領憲法を憲法として護憲するという人もいるので、紛らわしいません。占領憲法を憲法として護憲するという人もいるので、紛らわしいません。占領憲法を憲法として護憲するという人もいるので、紛らわしいません。占領憲法を憲法として護憲するという人もいるので、紛らわしいません。占領憲法を憲法として護憲するという人もいるので、紛らわしいません。占領憲法を憲法として護憲するという人もいるので、紛らわしいません。占領憲法を憲法として護憲計の、選憲」の意味は、帝国憲法の護憲であり、占領憲法は憲法ではないので、その護憲はありえるので、真正護憲論」の 護憲」の意味は、帝という法の段階構造になるので、 真正護憲論」の 護憲」の意味は、帝という法の段階構造になるので、 真正護憲論」の 護憲」が存在する

原状回復論

通じて確立され、世界のすべての法体系の主要な規範となっています。戻させることは当然のことです。これは、国内のみならず、国際判例を財産が奪われたときは、もとの状態に戻して被害を回復し損害を埋め常な状態に戻すことを義務づける法理のことです。人が拉致されたり、論というのは、平易に言えば、望ましくない状態に陥ったとき、もとの正真正護憲論は、原状回復論という救国の王道に基づくものです。原状回復

主義の二重基準では国家は再生できません。が、憲法問題や典範問題になると、その声が聞かれないのです。ご都合ん。拉致問題や領土問題では辛うじて原状回復論が唱えられていますところが、我が国では、この規範が一部の領域でしか適用されていませ

憲主義の本道なのです。 旦、帝国憲法体系に復元したと認識した上でこれを改正することが立旦、帝国憲法体系に復元したと認識した上でこれを改正」になります。一この 原状回復」論を憲法に適用すれば、 復元改正」になります。一

3 真正護憲論は政治的に最も有用な理論です

を害することはありません。 を害することはありません。 を害することはあります。講和条約の国内法的投影として慣習法分や判決などはどうなるのかという疑問と不安に答えられなかったのでであるとしたら、これまでの間に制定された法律や政令、条例、行政処きたいのです。後にも述べますが、旧無効論の場合は、占領憲法が無効すが、それ以外にも政治的にも極めて有用であることに注目していただところで、この真正護憲論は、主に占領憲法の効力論に関する理論でところで、この真正護憲論は、主に占領憲法の効力論に関する理論で

帝国憲法の制約に従って粛々と対処させることが必要なのです。帝国憲法の制約に従って粛々と対処させることが必要なのです。現して、ようやく憲法改正の議論をしようとすることしかできません。占して、ようやく憲法改正の議論をしようとすることしかできません。占別に万能的な即応性があることです。今のままでは、占領憲法の不備と発問題、教育問題、環境問題、災害救助問題など、ありとあらゆる問題に万能的な即応性があることです。今のままでは、占領憲法の不備と発問題、教育問題、環境問題、災害救助問題など、ありとあらゆる問題に方に、この理論は、領土問題、防衛問題、外交問題、拉致問題、原

帝国憲法が現存している理由

- 交戦権のない占領憲法では独立できなかったのです

では、これから帝国憲法が今も生きていることについて説明します。皆

日までは、戦争状態」にあったのです。
・・効力を生ずる日に終了する。」とあります。つまり、昭和27年4月28第1条によると、日本国と連合国との間の戦争状態は・・・この条約が・年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効して独立しましたが、そののではありませんか。ところが、そうではないのです。我が国は、昭和27にのはずですが、この独立は、占領憲法に基づいて独立したと思っているさんは、我が国がサンフランシスコ講和条約によって独立したことをご存

を有するわけです。 ところで、占領憲法第9条第2項後段には、国の交戦権は、これをところで、占領憲法の第ますが、この交戦権というのは、昭和20年2月3日に認めない。」とありますが、この交戦権というのは、昭和20年2月3日に認めない。」とありますが、この交戦権というのは、昭和20年2月3日に認めない。」とありますが、この交戦権というのは、昭和20年2月3日に認めない。」とありますが、この交戦権というのは、昭和20年2月3日に認めない。」とありますが、この交戦権というのは、昭和20年2月3日に認めない。」とありますが、この交戦権というのは、昭和20年2月3日に

は、帝国憲法第13条の講和大権によって実現したということです。 は、どうして戦争状態を終了させ我が国が独立したかというと、それ 行憲法では、戦争状態を終了させる講和条約は締結できないのです。で 古領憲法第73条第3号に、内閣の権限としての条約締結権があるとし 古領憲法第73条第3号に、内閣の権限としての条約締結権があるとし 古、これは講和条約以外の一般条約についてであり、交戦権があるとし 古、これはアメリカ合衆国憲法にいう、戦争権限(war powers)と同じ意 味で、宣戦、統帥、停戦、講和という一連の戦争行為を行うことができ 味で、回戦、統帥、停戦、講和という一連の戦争行為を行うことができ い、これはアメリカ合衆国憲法にいう、戦争権限(war powers)と同じ意 が、これはアメリカ合衆国憲法にいう、戦争権限(war powers)と同じ意

一部の国とは戦争状態を継続するとの外交判断は、まさに交戦権がな状態は継続しました。つまり、一部の国とは戦争状態を終了させ、他のンフランシスコ講和条約は、いわゆる一部講和であり、ソ連などとの戦争は、戦争状態を終了させたものを破棄したのですから、理論的には戦争中共同声明でも同じで、これらの発効と同時に戦争状態は終了したの中共同声明でも同じで、これらの発効と同時に戦争状態は終了したの中共同声明でも同じで、これらの発効と同時に戦争状態は終了したの中共同声明でも同じで、これらの発効と同時に戦争状態は終了したの中共同声明でも同じで、これらの発効と同時に戦争状態は終了したの中共同声明をは、との発効と同時に戦争状態は終了したの中共同方に、サンフランシスコ講和条約だけではなく、その発効直後に

ければできないのです。

していたからこそ独立ができたのです。帝国憲法は生きているのです。紛れもなく、我が国は、帝国憲法が現存り、その後、帝国憲法が廃止されたことが証明されない限り、今のなおこのようにして、帝国憲法は、昭和4年まで実効性があったことにな

2 震災復興・自衛隊を慰労された緊急勅令が発令

なることから、帝国憲法は現存していると言えるのです。 勅令を発令されたのと同様に、この度も緊急勅令を発令されたことに 陛下は、帝国憲法第8条に基づき、昭和天皇が関東大震災の際に緊急 りますが、これについてはどこからも異議が出ませんでした。つまり、今上 条)とすることからして、明らかに政治的発言に踏み込まれたことにな は、当然に自衛隊を容認されているからなのです。もし、占領憲法が憲 がこの違憲の存在であるはずの自衛隊の活動を慰労されたということ したし、今でも違憲であるとの見解は根強いのです。ところが、天皇陛下 である」と発言し、占領憲法第9条第1項に違反する存在であるとしま お言葉を掛けられました。小泉元首相は、国会答弁で、 自衛隊は軍隊 述べますが、天皇陛下は、その中で、真っ先に自衛隊員に対する慰労の 帝国憲法第8条の緊急勅令なのです。緊急勅令についての詳細は後に ビデオメッセージが放送されたことです。これは、昭和 20年8月 15日の 法であるとすれば、 天皇は、・・・国政に関する権能を有しない。」(第4 玉音放送に匹敵します。玉音御真影放送というべきものであり、これは は、東日本大震災が起こった5日後の平成2年3月16日に今上陛下の そして、最近も帝国憲法が現存していることが認識されました。そ

占領憲法が憲法として無効である理由

Ξ

占領憲法の無効理由

範の無効理由と共通した無効理由です。 範と憲法のことです。これは後でも述べますが、①から⑪までは、占領典合しますと、全部で次の13項目があります。なお、典憲というのは、典これには多くあり、これまでも多くの無効論者が主張してきたものも総次に、占領憲法が憲法として無効であるとする理由と根拠について述べます。

- (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 限 界超越による無
 - 戦ノ法規慣例ニ関スル条約 違 反
 - 事占領下における典憲改正の無効
 - 憲法第75条違反
 - 典 憲の改正義務の不存 在
 - 法 的 連 |続性の保障声明違
 - 本 規範堅持の宣明
 - 改 根 正 発議大権の侵害(帝 玉 憲 法 第 73 条 違 反
 - 詔 勅 違反
 - 典改 正条項の不明 確性
 - 憲としての妥当性及び実 効 性 0 不 存 在
 - 的意志形成の瑕疵
- 議会審議手続の重大な瑕

文献を詳しく読んでいただくとして、 、献を詳しく読んでいただくとして、主要な点について説明します。このすべてについて説明するとすれば膨大になりますので、末尾の 末尾の参 考

2 憲法改正の限

の変更にまでに及び、国民主権主義を取り入れたので、このことを理由正限界説が定説でした。そうすると、占領憲法は、改正ができない國體れば二重基準になってしまいます。現に、帝国憲法の解釈においても、改り、改正限界説です。ですから、帝国憲法についても改正限界説でなけ に占領憲法は、帝国憲法の改正としては無効なのです。 は、占領憲法の基本原理については改正ができないとされています。つま まず、憲法改正に限界があるか否かですが、占領憲法の解釈において

3 占領下での憲法改正は許されないのです

ニ関スル規則」第43条に違反しますし、ポツダム宣言は、民主主義的傾禁じた 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の条約附属書 陸戦ノ法規慣例が占領地の法律を 絶対の支障」がないにもかかわらず改変することをまた、GHQが、占領憲法の制定を強制したことは、占領下で占領軍 が、憲法改正まで要求していないのに、その改正を強制したことは、この復活強化に對する一切の障礙を除去すべし。」(第40項)とするだ

> とはできない。」と規定されています。 されている場合は、いかなる改正手続も、着手され、または遂行されるこ ポツダム宣言にも違 反しています。このようなことは、 プランス 1946 本土の全部もしくは

> 一部が外国軍隊によって占領

はないとしても、天皇の権限を全い事により、のです。ご病気で叡意により判断されることが困難な状態を例示したものです。ご病気で高時」であるという意味です。天皇がご病気であるというのは、天皇が御局時」であるという意味です。天皇がご病気であるというのは、天皇が御 のです。このことは、昭和31年に清瀬一郎(東京裁判の東條英機弁護 できない時期において、憲法改正、典範改正ができないのは当然のことな り、天皇がご病気になられるなどの事態が生じたときは摂政が置かれま 人、衆議院議員)が国会で指摘しています。 このことは、帝国憲法第75条の類推からしても当然に導 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス」とあ か れます。

4 改正手続の問

ことです。そもそも、マッカーサーノートに基づくマッカーサー草案によっ す。 の政治家は、野坂参三よりも知的レベルと志が低いということになりま とされていました。このことについて、なんと、共産党の野 同じとなって、天皇のみに帰属する改正発議権を侵害することが理由 胎の修正に歯止めがかからないことになり、議会に発議権を認正権がないことは当時の定説でした。議会に修正権を与えると、 案)は、衆議院と貴族院において修正されていますが、帝国 を侵害しています。そして、さらに、それを翻訳した憲法改正案(政府 て改正命令がなされたことは、同条で定められている天皇の改正発議 議会で指摘したのです。このことを知らないし、指摘もできない今の殆ど 権がないことは当時の定説でした。議会に修正権を与えると、換骨がは、衆議院と貴族院において修正されていますが、帝国議会には さらに重要なことは、占領 憲法は、帝国憲法第 73 条に違 坂参三が帝国 反している めたのと 奪が修

否 期 徹 は熟していないとして議事の延期を求める緊急動 決されて改正審 底されていないことを指摘し、 また、共 産 党の 志 議が進んだのです。すべてはマッカーサーの意向と指示 賀 義雄や徳田球ー 志賀義雄は、それを理由に、 は、憲 法 改 議を出しましたが、 Œ 理由に、改正の時一案が国民に周知

優れていたと言えます。という政治意図があったにせよ、憲法感覚は、今の政治家よりも格段に合いう政治意図があったにせよ、憲法感覚は、今の政治家よりも格段に命令に迎合した結果だったのです。このころの共産党は、二段階革命論

憲法改正案がほとんど審議されていません

四 憲法有効論の誤り

1 始源的有効説と後発的有効説

る事情で有効になったとする見解です。は、後発的有効説です。これは、初めは無効だったが、後になってから、あ当初から憲法として有効に成立したとする見解です。そして、もう一つて二つあります。一つは、始源的有効説です。これは、占領憲法ができた占領憲法が憲法として有効であるとする憲法有効論は、大きく分け

一 始源的有効説

必謹説などがあります。改正無限界説、②革命有効説、③条約優位説、④正当性説、⑤承詔改正無限界説、②革命有効説、③条約優位説、④正当性説、⑤承記では、初めに、始源的有効説から見てみることにします。これには、①

きます。一つ目は、帝国憲法の上論には、憲法改正について 敢テ之カ紛なりませんので、ここでは省略しますが、次の二つのことだけを説明しておす。これが誤っていることについては、國體論に関わる説明をしなければく、これまでの憲法の内容と全く異なったものでも許されるとするもので①の改正無限界説ですが、当時も今も少数説です。改正に限界がな

時代という異常な時期には、この見解であっても適用されない点です。も、それは国家が正常な時期に適用されるのであり、占領下の非独立おいては成り立たないことです。二つ目は、仮に、この説に立ったとして更ヲ試ミルコト得サルヘシ」とあることから、改正無限界説は帝国憲法に更ヲ試ミルコト得サルヘシ」とあることから、改正無限界説は帝国憲法に

らです。
の現象であって、外国勢力による征服下での他律的変革を意味しないかの現象であって、外国勢力による征服下での他律的変革の自律的変革でる見解です。当時は、一斉を風靡しましたが、今ではこれを支持する8月に法律学的な意味での 革命」が起こったというフィクションを打ち立8月に法律学的な意味での 革命」が起こったというフィクションを打ち立のは、革命有効説です。 仄月革命説」と呼ばれるもので、昭和 20年

まれると、今度は子が親になるということはあり得ないのです。である帝国憲法よりも優位であるとすることは矛盾です。親から子が生ツダム宣言の受諾や降伏文書の調印という講和条約が、その存在根拠持つというものです。しかし、帝国憲法第13 条に基づいて締結されたポ降伏文書の調印という講和条約の方が優位にあり、上位の法的効力も③の条約優位説というのは、帝国憲法よりもポツダム宣言の受諾や

⑤の承韶必謹説というのは、日本書紀にある聖徳太子の憲法十七条です。こんなものを 正当性説」と名付けること自体が間違いなのです。解に感謝こそすれ、批判してはならないということを認めるのがこの見解前より裕福な生活ができていたとすれば、それが正しいのであって、北朝判断は、誰が決めるのでしょうか。貧しい人が北朝鮮に拉致されて、以判断です。何でも結果次第だというのです。何が正しいか否かの価値④の正当性説というのは、内容が正しいものであれば有効であるとす

なければなりません。また、後でも述べますが、公布という形式 行為によ りません。また、形式的行為である公布行為が有効か無効 して解釈してはなりません。真正護憲論は、占領憲法を講和条約の限 り)」の性質は、國體護持のためのもので、決して國體を破壊するものと 玉 和 の「三に曰はく、詔を承りては必ず謹め。」(承詔必謹)を根拠とし、 度で有効と認めるのですから、天皇の公布自体を無効とするものではあ 「の下にある。」という 國體の支配」の法理からすると、 天皇が占領憲法を上諭を以て公布されたことによって占領憲法 憲法の改正法として有効だとする見解です。しかし、天皇と雖も國 公布された法令が実質的に有効か無効かという問題とは区別し 韶(みことの かという問 は常 昭

は天皇主権の憲法でないとされているのであって、帝国 るを得なくなります。しかし、後で述べるとおり、昭和天皇も帝国 法でないことは、その条規からしても当然のことなのです。 憲違法な法令が有効になるとすれば、それは天皇 憲法が天皇主 主 一権を認 憲法 かざ 権

3

効説、③既成事 以は、後発的有効説です。これには、①追認・ 後発的有効説 +実有効説、④定着有効説、⑤時効有効説などがあり有効説です。これには、①追認有効説、②法定追認有

しかったと認めさせ、逆に、遺族に詫び証文を書かせるという行為(占反する行為、たとえば、人を殺した上、遺族に対し、その殺人行為が正 目的とする法律行為は、無効とする。」とあります。もし、公序良俗にません。民法第9条には、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を 行為を追認することはできないとする民法理論も借用しなければなりしてくるのですが、そうであれば、公序良俗に反することによって無効な効になるとする見解です。この見解は、追認に関する民法理論を借用 するのであれば、この行為を無効とした制度趣旨が否定されてしまうか あるはずの行為を事後に追認すれば有効になって犯罪とならなくなると 領憲法制定過程)は公序良俗に違反して無効ですが、もし、この無効で ・後において追認がなされ、あるいは追認とみなされる事 有効説と②の法定追認有効説は、いずれも、無 ず実があ 効 0 急れば有

どに関して大きな問題があります。 また、仮に、追認が可能であるとしても、 追認の 主 体、 方 法、 時 期 な

有者であるとして名前を書き入れたとしても、それは追認にはなりませ被害者に向かって、これは俺の物だ」と宣言したり、その物に自分が所 の被害者が、加害者に対して、その行為を許して追認すれば、加害者はないと追認することはできないのです。強迫されて売却させられた財産 など)は、追認とは言えないのです。 その財産を確定的に取得できます。しかし、そうではなく、加害者が、 も、それでは追認にはなりません。帝国憲法体制に原状回復してからで ん。 加害者側の占領憲法体制の機関による表明 (国会決議、国民 追認の主体に関しては、占領憲法体制の機関において追 認したとして

追認の方法ですが、追認は、 取消しうべき行為と同 等の行為と

> 帝国憲法改正手続と同様の手続によって追認手続がなされたことはな ためには、これと同じ手続によって為されなければなりません。これまで、 続によってなされるものです。つまり、帝国 憲法改正行為を追 認 にする

ことを徹底的に刷り込ませた大々的なものでした。この洗脳の第一世代 ないのです。 充分に講じた上でなければ、追認をしうる時期について語ることはでき せた憲法教育を実施するなど、憲法普及会による洗脳を解く措置を た政府刊行物を各家庭に配布して周知させ、これらを教科書に記載さ 経緯を明らかにした上で、占領憲法に関する効力論争の詳細を記 す。この洗脳を解くためには、政府の手で、占領憲法制定の詳細な事実 から第二世代、第三世代へと洗脳状態が受け継がれて今日に至りま とあらゆる生活事象において、占領憲法が正しく素晴らしいものである する強制的な憲法研修会の継続的な実施、懸賞論文募集など、あり 成立」などの多くの映画の製作と上映、国家公務員と地方公務員に対 音頭」などの楽曲による普及、 新憲法いろはかるた」の発行、 新憲法の 国の家庭に各戸配布し、その他にも、13種類もの出版物の発行、 憲法 憲法 明るい生活」という家庭向けの小冊子を二千万部を発行して全 的な大洗脳運動を展開しました。これは、占領憲法を絶賛する 新しい 成された 憲法普及会」は、国家予算を使って官民総動員によって全国 ていないことになります。昭和 21年 12月1日にGHQの指令に基づいて結 を生じない。」とありますから、未だにその追認をなしうる時期には至っ は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力 さらに、追認の時期について言えば、民法第124条第1項には、

は認められないが、じわじわと長い時間が経過して事実を積み上げて行 し、これらは、簡単に言えば、革命有効説のような、急激な革命として づいて法律が制定されてきたという 既成事実」が形成され、その事実を 実有効説は、仮に、占領憲法が無効であっても、その後に占領憲法に基 ①追認有効説や②法定追認有効説と類似した見解です。③の既成事 以て有効となったことの根拠とする見解です。また、④の定着説は、世 定着」したことを有効となった根拠とする見解です。そして、⑤の時効 また、③の既 効説は、時間の経過が有効となる根拠であるとする見解です。しか 調査などからして占領憲法が国民の意識の中に国民の憲法として 成事実 有 効説、④の定着有効説、⑤の時 効 有 効

まうのは犯罪でないということと同じです。殺してしまうのは犯罪だが、少しずつ毒を与えて判らないうちに殺してしけば、事後的に革命を認めるということなのです。一度に致死量の毒で

用しようとするのは余りにも乱暴な議論です。時効との区別を無視して、私法の取得時効に関する規定をそのまま適る時効との区別、公法の時効と私法の時効との区別、消滅時効と取得に、物質(モノ)の権利の得喪に関する時効と、規範(ノリ)の得喪に関すしかも、⑤の時効有効説は、そもそも時効の意味が解っていません。特しかも、⑤の時効有効説は、そもそも時効の意味が解っていません。特

五 占領憲法が講和条約として評価されることの理由

- 無効行為の転換

然に認められています。 然に認められています。これを無効行為の転換と言います。この無効行為の転きには相手に贈与するという当事者双方の契約に評価されることが認されても、具体的な事実関係を踏まえて、死因贈与、つまり、死んだとば、遺言のように当事者一方だけで成立する単独行為が無効であるとば、遺言のように当事者一方だけで成立する単独行為が無効であるとば、遺言のように当事者一方だけで成立する単独行為が無効であるとが、遺言のように当事者一方だけで成立する単独行為が無効であるとが、遺言のように当事者一方だけで成立する単独行為が無効であるとが、遺言のように当事者一方だけで成立する単独行為が無効であるという正とは奇速を表が、現が国として評価されるということは奇速を表が、現が国として評価されたということは奇速を表が、現が国と

2 無効規範の転換

効力が停止されていた場合と同じ状況なのです。ですから、憲法として が、制定前というのは帝国憲法の効力が生じていない場合のことを意味 だここでは、本来は帝国憲法が制定される前の法令に関するものです さここでは、法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲 す。ここでは、法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲 す。ここでは、法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲 は、そのことは一般的な法理論からも肯定できま を終と呼ばれるものです。このことは一般的な法理論からも肯定できま にの無効行為の転換と同じように、憲法(単独行為)として無効なものが講

すると思われます。
和大権の特殊性」によって成立したものと述べているのも、このことを意味和大権の特殊性」によって成立したものと述べているのも、このことを意味い存在です。早稲田大学の有倉遼吉(法学部教授)も、占領憲法は 講す。講和条約は、帝国憲法に基づくものですから、帝国憲法に矛盾しな和大権に基づいて締結された講和条約として評価されることになりまが、それが講和条約としての実質を持っていれば、帝国憲法第13条の講は無効な占領憲法が 日本国憲法」という名称を用いられてはいます

3 国内系と国際系

つて国内系に入ってくるのです。 国内だけの手続で制定される憲法としては無効なものが、帝国憲法国内だけの手続で制定される憲法としては無効なものが、帝国憲法は目内がの手続です。これは、国内固有の法体系(国内系の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律と評価することはできません。違憲の法律と評価することはできません。違憲の法律とまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。違憲の法律もまの下位の法令である法律と評価することはできません。

です)。等式で表示してみますと、次のとおりとなります(=は同等同列の意味等式で表示してみますと、次のとおりとなります(=は同等同列の意味以上のことから、国内系の規範体系における段階的な階層構造を不

令>政令その他の法令 | 一般条約 | 条約慣習法>法律≧緊急勅の憲法規定部分>条約大権≧一般条約 | 条約慣習法>法律≧緊急刺憲法、サンフランシスコ講和条約)≧憲法改正権≧憲法的慣習法≧通常本規範部分)>講和大権≧講和条約群(ポツダム宣言、降伏文書、占領規範國體(明治典範を含む正統典範と帝国憲法を含む正統憲法の根

・ 占領憲法は国内的にどのように受け入れられているか

内的受容)を義務付ける規定がありません。つまり、立法条約(国内的和条約であると評価するとしても、それを国内的に受け入れること(国憲法」の顔をしており、 講和条約」の顔をしていません。ですから、講バイパスを通して国内系に入ってくるとしても、占領憲法は表面上は

占領憲法が慣習法的に運用されています。して国内系に入ってきたとしても、改めて立法化されないまま、実際は受容を義務付ける条約)ではありません。ですから、たとえバイパスを通

ります。 ります。 ですが、それが慣習法(法たる慣習)に昇格するか否かには争いがあ ことになります。慣習というのは、事実としての慣習(事実たる慣習)の 無効ですが、それが実際には運用されてきたことによって慣習化している 無効ですが、それが実際には運用されてきたことによって慣習化している 分に抵触する部分(たとえば国民主権条項など)は、講和条約としても 触する部分とそうでない部分とがあります。特に、帝国憲法の本質部 ところで、占領憲法には、帝国憲法の本質部分(根本規範部分)に抵

に合法化されることはないということです。 との行為が頻繁に繰り返されたとしても、社会において、これを違法でどの行為が頻繁に繰り返されたとしても、社会において、これを違法では、となることは原則としてありません。平易に言えば、賄賂や売春などまでもそれは 法の妥当的な規範意識内容」(尾高朝雄・東京帝国大くまでもれは 法の妥当的な規範意識内容」(尾高朝雄・東京帝国大のて規範化することはあります。これを事実の規範力と言いますが、あって規範化されることはないということです。

ところが、純粋な国内法体系の場合においてはそのとおりなのですが、純粋な国内法体系の場合においてはそのとおりなのです。これは 違憲合法論」という得体の知れない怪物を取り扱い外の技術的規定などの帝国憲法の部分を改廃する内容(①)についてはとして認められたとしても、それは 違憲の情習」(慣習法)となるかについては見解が分かれると思いますが、慣習法として認められたとしても、それは 違憲の常習」(慣習法)となるかについては見解が分かれると思いますが、慣習法は、まさにこの部分については、 違憲の慣習」(違憲状態)となります。講和大権の特殊性からして、国民主権条項は憲法のです。これは 違憲合法論」という得体の知れない怪物を取り扱当然に違憲無効ですが、帝国憲法の部分を改廃する内容(①)については当然に違憲無効ですが、帝国憲法の部分を改廃する内容(①)については遺憲状態)となります。講和大権の特殊性からして、国民主権条項国際系の講和条約をバイパスとして経由した場合には、このことがそのままが、本籍学の領域なのです。

憲の慣習法」ということになります。する内容(③))は、そもそも憲法事項ではなく法律事項ですから、 合これに対し、地方自治制度など、帝国憲法に抵触しない部分を改廃

そして、この合憲の慣習法には矛盾はありませんが、違憲の慣習法と

との側面とが相対立する相剋状態にあります。と、違憲の講和条約は無効であるとする法の支配(悪法は法にあらず)と、違憲の講和条約は無効であるとする法治主義(悪法もまた法なり)の側面誹うのは、二つの矛盾した側面があります。それは、違憲の講和条約でもいうのは、二つの矛盾した側面があります。それは、違憲の講和条約でも

部分は合憲の慣習法として認識されるのです。部分は違憲の慣習ないしは違憲の慣習法として違憲状態にあり、③の以上を整理しますと、占領憲法の①の部分は違憲無効ですが、②の

講和条約体制との相剋を生む原因となっているのです。 約を締結する権限があります。このバイパスの存在が、帝国憲法体制と分を否定しない限度において、帝国憲法に抵触する内容を含む講和条効ですが、講和大権は、国家の滅亡を防ぐために、帝国憲法の根本部国憲法の改正は、正規の要件と手続を経てなされるものでなければ無い否かは、帝国憲法復元後の改正手続によらなければなりません。帝このうち、②の部分は、違憲状態が継続しますので、これを受容する

ていないために、世界でも稀な法体系となっているのです。整備処理)がなされていないことから、国内法秩序には正式に編入され立後においても時際法的処理(帝国憲法第76条による独立前の法令のそして、帝国憲法下で締結されたものと評価される占領憲法が、独

これらは法哲学の本源的な議論ですので、少し難しくなってきましたこれらは法哲学の本源的な議論ですので、少し難しくなってきましたのなければなりません。

六 占領典範が無効であることの理点

1 占領典範の無効理由

占領典範については、前記三の1の①から⑪に加えて、占領典範固

有の 効 理 由 として、さらに次の7つの無効 理 由 があります。

- 一の自 治 こと自 律 の干 犯
- 765432 形 式 の相
 - 規 法 範 廃 止 血の無効:
 - 成 文廃止 エの無効性
 - 占 廃 止 唄典範自体の無効灶止禁止規定違反 性
- 典 範自体の矛盾

である皇室の自治と自律の干犯について説明します。 文献を詳しく読んでいただくとして、ここでは、このうちの最も主要な点 このすべてについて説明するとすれば膨大になりますので、 末尾の参考

|室の自治と自律の干犯

偽装」なのです。 を占領憲法下の法律としてしまったので、 は、同等同列の規範でありましたが(第74条)、占領憲法では占領典範 は法律の統制下に置かれたのです。帝国憲法と皇室典範(明治典範)と 意に基く」として、国民が主人、天皇を家来とするものですから、皇室 ません。ところが、占領憲法は、天皇の地位は 王権の存する国民の総 乗範」というのは、皇室の家法であり、臣民が口出しするものではあり 占領典範は、皇 一室の自治と自律を完全に否定しています。そもそも、 興範 」と名乗ることは 法名

とも言うべき皇室弾圧法(皇室統制法)なのです。 とは、現代版の 禁中並公家諸法度」ないしは 禁裏御所御定八箇條」である 禁中並公家諸法度」と同じ性質のものです。つまり、占領典範占領典範は、歴史的に考察すれば、徳川幕府による皇室不敬の元凶

院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びには無縁に近いものです。皇室会議なるものは、 議員は、皇族二人、衆議 室会議」なるものを設置しています。この皇室会議というのは 皇室」と は、皇族会議を廃止して皇家の自治と自律を奪い、決議機関として 皇 上ノ皇族男子ヲ以テ組織」(第55条)するものでしたが、占 明治典範では、天皇の諮詢機関として星族会議」があり、 所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人」の10 口領典範で、成年以 人 (第 28

> 条)で構 20%入りのジュースを果汁 100%のジュースであると偽装するのと同じこ 成され、皇 族議員 は 10人中2人に過ぎません。これ は、

い(占領憲法第4条第1項)ので、天皇はもとより皇室、皇族もまた、こ も大問題になるはずです。ところが、天皇は国政に関する権能を有しな たとすると、皆さんは黙っていますか。皆さんなら文句を言って政治的に さらには市長や町長などが口出して多数決で決められる制度になってい 室、皇族を追い詰めることが許されるのでしょうか。 れが不当である発言することは一切できないのです。そこまで、天皇、皇 家族で決めるのが自然なのに、そのことについて、町内会長や自治会長、 我々の世界で言えば、自分たちの子供が結婚する際に、様々なことを

天皇制なのです。 この現状を直視すれば、これは象徴天皇制ではなく、 紛れもなく傀儡

帝国 憲法復元改正の手続

七

1 マッカーサーの玉手箱

ったことに誰もが気付くはずです。 と、嘘を示す黒い煙が立ち上り、これまで嘘で固めた政府組織 憲法が作られました。ところが、この玉手箱の中には何も入っていませ が渡されたかのような儀式が政府と帝国議会を中心に演出されて占領必要なものだとされ、後日になって 天皇」の手から 国民」にこの玉手箱 まで誰も見た者がいないのです。そして、これが、占領憲法を作るときに 後でも、 リカで作られた日本の 王権」が入っているとされていました。戦前でも戦 舞ったことから、みんなが騙されてしまったのです。しかし、これを開ける ん。そのことを知っている学者や政府の者もいましたが、殆どの人がマッカ 右手を添えて、左手には「玉手箱」を持っていました。この玉手箱は、アメ -サーの僕として利益と保身を保障され、命ぜられるままに立ち振る マッカーサーが厚木基地に舞い降りたとき、口に咥えたコーンバイプに 王権」を見たと吹聴するイカサマ師もいましたが、実際には今 が幻であ

2 主権という嘘

主

権思想というのは、人間が神(God)になる思想のことです。主権 لح

の権限なのです。つまり、主(God)の権利のことです。 は、絶対かつ万能であり、何ら誤りを犯さず、誰の制約も受けない最

高

述べていますが、これがまさに主権のことなのです。一の神とは、いまや人間それ自身である。」、 尺間が神をつくった。」と多大な影響を与えた ギリスト教の本質」を著し、その中で、 尺間の唯フォイエルバッハが、マルクス、エンゲルス、シュトラウス、 ニーチェなどに後世界刑法定主義を唱へたフォイエルバッハの子、ルートヴィヒ・アンドレアス・

権がリレーされたとして、国民主権を唱えるのです。権)から国民(国民主権)に委譲されたとして、神→国王→国民へと主これほど傲慢な思想はありません。そして、その主権が国王(国王主

す。

「第4条)とありますから、天皇が主権者でないことは明らかなのでう(第4条)とありますから、天皇が主権者でないことは明らかなのでしていません。しかも、天皇と雖も帝国憲法の規定によって統治権を行しかし、帝国憲法は、天皇は統治権の総攬者であり、主権者とは規定しかし、帝国憲法も天皇主権だとする真っ赤な嘘の主張をする者がいます。

教授)と尾高朝雄との間で繰り広げられたことがありました。體は変更されたか否かという論争が、宮沢俊義(東京帝国大学法学部ところで、この占領憲法の 王権」概念に関して、占領憲法によって國

ないとしたのです。尾高の主権論は、プモス主権論」と呼ばれました。本原理)という理念的要素を強調して、占領憲法は國體の変更を伴わ政治理念を表現する。正義の支配」であり、プモス」(法もしくは法の根法により國體は変更されたとするのに対して、尾高は、主権とは正当な憲法制定権力の源泉であるとして、その権力的要素を強調し、占領憲宮沢が、主権とは 政治のあり方を最終的に決定する意志」であり、

のです。それゆえ、天皇と雖も國體(規範國體)の下にある我が国は、あノモス主権論は、 法の支配」、 「エモンローの支配」の理念と共通するも

家であると認識できるものなのです。 えて 王権」概念を用いる説明をするとすれば、それは 國體主権

し の

玉

3 規範意識の復元

存する帝国憲法の規範意識を復元することなのです。な慣習法として暫定的に運営されてきた占領憲法の規範意識から現元であり、規範そのものの復元ではありません。この点は重要です。違法帝国憲法が現存しているのですから、復元というのは、規範意識の復

ないのです。 決して、復元措置を講じて初めて帝国憲法が復元するということでは

4 復元改正の意味

必要があります。それゆえに復元改正」と言うのです。なくされます。それ以外にも、不備部分を補充したり改正したりする関(貴族院、枢密院、大審院など)については、帝国憲法の改正を余儀に法整備をするにしても、まず、現在、機能していない帝国憲法下の機規範意識を回復した上で、具体的に帝国憲法体制に適合するよう

5 典範の復元

許してはならないのです。

許してはならないのです。

皇室の家法に、臣民の分際でこれに口を挟むことを措置とその後の改正などについては、専ら皇室の自治と自律に委ねられは、皇室の自治と自律を奉還するためになされるものであり、その復元その他の皇室令ならびに皇室慣習法を回復させることです。勿論、これ典範の復元措置としては、占領典範の排除と同時に、明治典範及び

(無効確認)して皇族会議を復活させ、さらに、④昭和22年4月30日昭和22年4月30日になされた 皇族会議」を廃止する旨の勅令を祓除族すべての皇族たる身分が回復された旨の新たな勅令を宣布され、③と皇室典範増補廃止ノ件」を祓除(無効確認)して明治典範を復活さ及皇室典範増補廃止ノ件」を祓除(無効確認)して明治典範を復活さ及皇室典範増補廃止ノ件」を祓除(無効確認)して明治典範を復活さるとを前提として、その準備としてなされる具体的な手順としては、①昭和2年

る旨の勅令や 皇室令及附属法令廃止ノ件」(昭和 旨の新たな勅令が宣布されれば、これだけで明治典範を含む正 号)などを祓除(無効確認)して枢密院官制及び枢密院を復活させる 復元措置としては充分なのです。 密院 官 制 三(明治 21年勅令第 22号)と枢 22 年 皇 密 を廃 令 統典範 第 12 す

革がなされるものと忖度いたします。 など広範な権限が天皇と皇族に委ねられ、天皇の御叡慮に基づく大改行幸の決定、宮内庁長官その他の宮内庁職員全員の人事と組織編成見施設(京都御所、皇居、東宮御所、御用邸など)に対する施設管理、宮家の創立と復帰、明治典範の改正、皇族関連施設及び皇室行事管宮家の創立と復帰、明治典範の改正、皇族関連施設及び皇室行事管

6 復元改正の具体的手順の概要

で、いつまで経っても改正できないことが明らかとなっています。一歩も進まず、しかも、第96条の改正手続のハードルが余りにも高いの占領憲法が憲法であるとすれば、その改正作業をするにしても、百家争鳴で

wh。 憲法体系に復元整備させるための具体的な手順の概要について説明し憲法体系に復元整備させるための具体的な手順の概要について説がいる。帝国これに対し、復元改正の場合は比較的簡単ですので、これから、帝国

決議」を可決した奈義町議会の壮挙です。の奈義町において、占領憲法の無効を宣言し、 天日本帝国憲法復原まず、このことについて参考になるのが、昭和4年8月1日に、岡山県

現に、東京都では、平成24年6月13日の東京都議会において、占領憲による無効確認宣言、閣議決定、首相声明、首長声明でもよいのです。限らず、地方議会での同様の決議も有用ですし、内閣総理大臣や首長効確認決議、帝国憲法の現存確認決議をすることです。しかし、これに的に有用な方法としては、国会(衆参両議院)において、占領憲法の無帝国憲法は現存していますので、規範意識の復元をするために、政治

言、知事声明なのです。 と占 原慎太郎東京 領 典範 は無効であるとする土屋 都知事が賛意を表したことも、 敬 之都 議の一 占領 憲法 般 質問に対 無 効 確 認 宣

無効になる」のではありません。して無効である」と宣言することであり、この宣言をしたことによってこのような無効確認宣言などの性質は、あくまでも認識の復元」と

条による緊急勅令を発令していただくことになります。(そして、無効確認宣言などをした内閣によって、天皇に帝国憲法第8)

にこれを ボツダム緊急勅令」と言っていました。 はす。ポツダム宣言受諾後においても、緊急勅令が発令されました。俗諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スペシ」とあり発ス 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スペシ若議会ニ於テ承ル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルペキ勅令ヲ 帝国憲法第8条は、天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ク

機関の代用機関が定められることになります。 機関の代用機関が定められることになります。 は発令することができます。この復元緊急勅令によって、国会は帝国議会ではありませんので、国会開会中でも緊急勅令のです。国会は帝国議会ではありませんので、国会開会中でも緊急勅令のです。国会は帝国議会ではありませんので、国会開会中のも、当会は占領憲法制定後ずっと閉会中ですので、いつでも緊急勅令は発意は、ポツダム緊急勅令」、帰りは、復元緊急勅令」ということです。帝国意識の復元をして、これから脱却するときも緊急勅令により、また、これから規範ですから、占領期に入るときも緊急勅令により、また、これから規範

完し合う関係となります。
法」(復元基本法)が制定され、復元緊急勅令と同格であり相互に補帝国憲法の復元改正措置に関することを定めた 憲法復元措置基本そして、これを踏まえて、帝国議会の代行機関である国会において、

します。ただし、第76条第3項、第81条の憲法」は、そのままとし、これに『この)憲法」とあるを『この)法律(憲法臨時代用法)」と呼称変更にします。ただし、占領憲法の公布文及び前文をすべて削除し、法文中法」として占領憲法を位置付け、占領憲法の名称を憲法臨時代用法」として占領憲法を位置付け、占領憲法の名称を憲法臨時代用に至った経過を記載し、5年程度の有効期間を定めた暫定的な限時に至った経過を記載し、5年程度の有効期間を定めた暫定的な限時

に適合しない条項は変更されることになります。しかし、憲法臨時代用法の条文配列はそのままであっても、帝国憲法

たとえば、占領憲法第1条中の この地位は、主権の存する日本国民 たとえば、占領憲法第1条中の 国会の議決した皇室典範の定めるの総意に基く。」の部分、第2条中の 国権の最高機関であって、国の唯一の」の部分、第6条第2項中の 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」の第7条第2項中の 国権の最高機関であって、国の唯一の」の部分、第6条第2項中の 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」の第7、第6条第2項中の 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」の第分、第6条第2項の全部、第1条後段の全部、第5条の全部、第8条の全部、第7条の全部、第1条後段の全部、第5条の全部、第8条の全部、第6条の全部、第4条第1項の全部、第5条の全部、第8条の全部、第6条の全部、第1条後段の全部、第5条の全部、第8条の全部、第6条の全部、第1条後段の全部、第5条の全部、第8条の全部、第6条が上た皇室典範の定める分、第6地位は、主権の存する日本国民

7 講和条約群の対処について

するかということが次に課題となります。 このようにして国内的には復元改正するのですが、対外的(国際的)にはどう

は、トンネルの中間にある中間条約ということになります。約)です。そして、占領憲法が講和条約と評価されることになると、これ約)で、サンフランシスコ講和条約は独立回復のための講和条約(出口条リ号艦上での降伏文書の調印は独立喪失のための講和条約(入口条占領非独立の長い下ンネル」に例えると、ポツダム宣言の受諾とミズーしたが、サンフランシスコ講和条約で独立を回復しました。これの間を被ポツダム宣言の受諾と降伏文書の調印によって我が国は独立を失いま

問ういかなる行動もとらないものとする。」とあり、 すべての作為又は不し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に本国の法律によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認ら領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日条(d)でその例外を規定しています。それは、 日本国は、占領期間中にが規定されるのが国際慣習法ですが、サンフランシスコ講和条約は、第19が規定されるという救済措置がなされるとするアムネスティの原則措置が免責されるという救済措置がなされるとするアムネスティの原則

ろ我が国にとつて好都合なのです。 に、占領憲法が含まれるか否か争いがありますが、国際政治の現状の中に、占領憲法が含まれるか否か争いがありますが、国際政治の現状の中に、占領憲法が含まれるか否か争いがありますが、国際政治の現状の中に、占領憲法が含まれるか否か争いがありますが、国際政治の現状作為を承認」するとしているからです。この承認された作為又は不作為

議を唱えることがなく、破棄することの支障がなくなるからです。この講和条約を将来に向かって破棄することについて連合国側から異

らです。これには国際的にも前例があります。則」です。これによって講和条約の一部又は全部の破棄通告ができるかどうして破棄できる根拠があるかと言えば、それは、事情変更の原

由として破棄しました。 声明による 日中復交」の実現という大きな事情変更があったことを理声明による 日中復交」の実現という大きな事情変更があったことを理由とするものですし、日華平和条約も、田中角栄内閣による日中共同棄して参戦したのも、ヤルタ密約によって国際事情が変化したことを理棄して参戦したのも、ヤルタ密約によって国際事情が変化したことを理日ソ中立条約(不可侵条約)」を残期1年あるのを無視してソ連が破日ソ中立条約(不可侵条約)

す。 しての占領憲法の存在意義を失っていることが理由として挙げられま国際貢献を行い、イラクなど、海外派兵したことなどから、講和条約と章に基づく連合国の国際組織(国連)に我が国が加入したこと、様々なは、朝鮮戦争を契機とした再軍備と、我が国を敵国と規定した国連憲占領憲法の破棄についても、事情変更の原則が適用されます。それ

以後は内政干渉を一切排除することができます。名実共に自衛隊は帝国憲法下の軍隊として対外的に改めて承認され、は、占領憲法が講和条約であることの証です。占領憲法を破棄すれば、は、占領憲法が講和条約であることの証です。占領憲法を破棄すれば、級戦犯合祀問題などの固有の内政事項について外国から干渉されるの拘束されることはありません。我が国が教科書問題、靖国参拝問題、A拘束されることはありません。我が国が教科書問題、靖国参拝問題、A

は全部の破棄は、今後の国際政治情勢の分析を踏まえた政治的判断にその改訂としての新安保条約についてはどうでしょうか。これらは一部又れと同時に締結した実質的な講和条約である日米間の旧安保条約、ところで、それ以外の講和条約、つまり、サンフランシスコ講和条約とこ

委ねられることになります。

はこの問題は解決していますが、国際的には名誉回復措置がなされてい どの名誉回復措置については政府も国会も既に行いましたので、国内で 『和条約第11条についてだけ述べることにします。いわゆるA級 そこで、東京裁判(極東国際軍事裁判)などに関するサンフランシスコ 戦犯な

し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑判所並び日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾サンフランシスコ講和条約第11条には、日本国は、極東国際軍事裁 場合の外、行使することができない。」として裁判の受容をしているから 判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く い。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができな 及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減 別刑し、

も名誉回復措置が実現します。 きだとする見解もありますが、どちらにしても、この条項が存続する限これを 裁判」と訳すのは間違いで、「judgments」は 諸判決」と訳すべ うことになりますが、一部破棄なら事情変更の原則により直ぐにできま シスコ講和条約の全部を破棄しますと、我が国が独立した根拠すら失 り、国際的に戦犯の名誉回復措置がなされことはないのです。サンフラン 反することを理由に、再審請求に代え第11条を破棄すれば、国際的に す。日本は犯罪国でもなければA級戦犯の処罰は、 罪刑法定主義に違

これによって、我が国は東京裁判史観に ·完全に脱却することができるのです。 ・拘束されるのだとする謬論 カゝ

八 正 護 憲 論 の 有 用 性

1 法的安定

の持つ法 このように、検討すべき細かい点はいろいろとありますが、真正 公論理 的 な最大の効用は、 法的安定性が守られる点にあり 護 憲 É 論

> まり、法的安定性を破壊するという批判です。 が無効であれば、これまで占領憲法の下で制定された法令、行政処分、 判などのすべてが否定されて、社会が大混乱に陥るというものです。つ 無効論は過激である」という批 判がありました。占領憲

浸透させないために敢えて嘘の喧伝がなされています。 もので、真正護憲論に対するものではありません。真正護憲論(新無効 に受けなければならない批判です。しかし、それは、旧無効論に対するの 論)も 無効論」なのだから同じだという乱暴な議 これには一理あります。法的安定性が守られない見解であ 論や、 真正護憲論 れ ば 当

して否定されることはありません。帝国憲法の復元改正手続において、 にも基づいて制定され運用された法令、行政処分、判決などか原則と うすると、帝国憲法下で締結されたと評価される占領憲法(慣習法) な占領憲法を講和条約として転換させて受容しようとするのです。そ それを許さないのです。ですから、憲法(帝国憲法改正法)としては無効 すような不完全な憲法ではありません。 先ほど述べた第76条第1項が た自然な解釈です。帝国憲法は、法的安定性を害するような解釈を許 しかし、真正護憲論は、帝国憲法の掲げる立憲主義に基づいてなされ かつ個別的に除去されるのは当然のことです。 国憲法体制と矛盾するものは、事後において法整備がなされ、 段 階

2 緊急時における即応性

的 帝

やかしにで、自衛権の正体は、張り子の虎なのです。 足も出せないのです。個別的自衛権とか集団的自衛権とかの議論はま えるからです。つまり、占領憲法では、北方領土や竹島のように、手も ません。急迫不正の侵害状態において認められる正当防衛の範囲を超 領土の一部か不法に占拠されたときは奪還する戦争をすることができ となる資格すらなく、直ちに処刑されても仕方がありません。そして、 撃しかできません。戦時国際法の適用がないことになり、自衛官は捕虜 は、軍隊としての戦闘行為ではなく、警察力と同じような正当防衛攻 使する自衛戦争は認められないのです。外敵が攻めてきても、 が認められないので、仮に、自衛権が認められたとしても、交戦 占領憲法が憲法であれば、自衛隊は違憲の存在です。そして、 自衛隊 権を行

されたサンフランシスコ講和条約によって、自衛権が認められ、 ところが、真正 護憲論では、占領憲法は講和条約 ですから、 自 後 | 衛の

結

ず、奪われた領土を奪還する戦争を行う権限があるのです。 ります。つまり、占領憲法に拘束されることなく、自衛戦争のみなら ですから、自衛隊は、 法下の軍 すから、自衛隊は、小泉元首目が言うこうにです。法令によって改廃されるとする。後法優位の原則」に基づくものです。 ・隊として、世界各国と同様の権限と責務を持つていることにな、自衛隊は、小泉元首相が言うように 軍隊」であり、帝国憲 の保 めら れましたので、占領憲 法 第9条第2項 (戦 力

九

むすび

であり、亡国の道へと転落します。 方法を議論することしかできないのです。これでは政治的には全く無力ますが、泥棒が入って占拠されても、縄をなうこともできず、縄をなう に、ひたすら改正手続をするのでしょうか。 泥縄式」という言葉がありがありますが、外国が侵略してきた緊急時であっても、手も足も出せずいま、占領憲法を憲法であるとして、これを改正しようとする改正論 がありますが、外国が侵略してきた緊急時であっても、手も足も出いま、占領憲法を憲法であるとして、これを改正しようとする改一

可能となり、壊滅的な打撃を受ける可能性が高いのです。近隣諸国います。戦時法体系の整備がされていないままですから、戦闘継続が不事行動することになると、立憲主義が否定され、国際的にも信用を失るのときに、超法規的措置とか、占領憲法を強引に解釈改憲して軍 とを期待することはできません。一刻を争うことですから、真正護憲論 によって直ちに復元改正をなし、帝国憲法の立憲主義に則った権 『約に基づいて対処しなければならないのです。 我が国が戦時法体系を整備するまで領土への攻撃を控えてくれるこ 限と

あるという顕著な違いがあります。真の政治家であれば、この緊急性とないのに対して、真正護憲論は、帝国憲法に基づく立憲的な即応性がつまり、緊急時では、占領憲法の改正論では立憲的な即応性が全く 現実性に目覚めて行動するはずです。一億総評論家では祖国の防衛と 生は実現できないのです。

> 国家を経綸するのかという国家目標を示さないのです。 けを政治目標とするだけで、改正した後に、どのような理想に向 するというのであれば、その具体的な政治日程を示さなければなりませ ような、議論をするための議論であってはなりません。占領憲法を改正 無効だというような議論をするのは、決して、学問や知識をひけらかす がなければなりません。占領憲法を改正するとか、しないとか、あるいは目的を実現するための手段です。国家論を語るには、国家百年の大計 んが、改正論者は誰もそれを示せません。しかも、その改正をすることだ 的 を実現するための手段です。国家論を語るには、国家百 申しましたが、真正護憲論 は、自立再生 社会の再構 年の大計 築と かって

命であると確信しています。 を検討しながら競い合い、より良い祖国の姿を描き出すことが我 もらいたいのです。批判のための批判をするのではなく、相互の国家目 その国家目標に早く確実に到達できるかという視点で語って のであれば、単に、学術的な側面だけでなく、自己の国家目標を明確に て、國體を護持しなければなりません。もし、真正護憲論を批判される 示しています。祭祀の道を実践することは、尊皇の実践であると確信し 一示して、そこに到達する手段として、どのような憲法理論であれる。 真正護憲論が目的とする自立再生論は、その国家目標を明確 々の に提 使 標

3 2 1 🌧

「 「 「 國 占 日 體領本

護憲国 持法憲 總の法 論正無 體効

南出喜久治著)国

書出 刊喜

行会治共

著)ビ

ジ ネ

社

5

(南出喜久治著) まほらまと草紙「くにからのみち(國體護持總論〈普及版シリーズ〉第「くにからのみち(國體護持總論〈普及版シリーズ〉第

普 及 版 シ IJ] ズ 第

⁶ 普 及 版 版 シ у у 1 ズ

⁷ (渡部昇一監修、南出喜久治外共著)「中国が攻めてくる!日本は憲法(南出喜久治著) まほらまと草紙(南出喜久治著) まほらまと草紙(南出喜久治著) まほらまと草紙(南出喜久治著) まほらまと草紙(南出喜久治著) はいき はいき はいしん のみよ (國體護持總論へ 国が攻めてくる!日本は憲法出喜久治著) まほらまと草紙(國體護持總論(出喜久治著) まほらまと草紙 及 シ 1 ズ 第 六巻

喜久治外共著) で 総 滅 和ぶ